高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥獣による農作物への被害を防止するため、侵入防止柵の設置に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成１９年規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　農地　現に耕作する田又は畑をいう。

(2)　農家等　農業を営む個人又は法人をいう。

(3)　鳥獣　高萩市被害防止計画に定める鳥獣をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　市内の農地を耕作する農家等で農産物を生産していること。

(2)　市税に未納がないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が耕作する農地において、鳥獣被害を防止するために設置し、又は改修した侵入防止柵の資材購入費とし、工事費等は含まないものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とし、６万円を限度とする。ただし、その額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付条件）

第６条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　侵入防止柵を設置し、又は改修する農地を５年以上耕作すること。

(2)　侵入防止柵を設置し、又は改修する農地で農作物を生産すること。

(3)　設置し、又は改修した侵入防止柵の適切な維持管理を行うこと。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、侵入防止柵の設置又は改修後３０日以内に市長へ提出しなければならない。

(1)　領収書の写し

(2)　侵入防止柵の設置又は改修箇所の図面及び写真

(3)　侵入防止柵の設置又は改修に係る農地の農地基本台帳

(4)　市税に未納がないことを証する書類

２　前項第３号及び第４号の書類は、市長が当該事項について公簿等により確認できる場合は、省略させることができる。

３　補助金の交付申請は、補助対象者１人につき、１年度１回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

４　補助金の交付を受けた侵入防止柵の設置及び改修箇所は、５年を経過しなければ補助対象とならない。

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第９条　市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金を受けたと認めたときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消したときは、高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金取消通知書（様式第３号）により申請者に通知するとともに、既に補助金を交付しているときは、取消しに係る補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

（補助金の請求）

第１０条　第８条の規定による通知があった申請者は、高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金請求書（様式第４号）により補助金の交付を請求するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

高萩市長　　　　　　　　　　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付申請書

高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金の交付を受けたいので、高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1　設置設備名※数字を〇で囲む。 | 1　　電気柵2　　その他(　　　　　　　　　　) |
| 2　設置場所 | 高萩市　　　　　　　　　　　　　番地 |
| 面積　　　　　　　ｍ² | 地目 |
| 3　交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

　　　　　　　　　　補助対象経費　　　　　　　円×2/3(上限6万円、1,000円未満切捨て)

添付書類

　　(1)　領収書の写し

　　(2)　侵入防止柵の設置又は改修箇所の図面及び写真

　　(3)　侵入防止柵の設置又は改修に係る農地の農地基本台帳

　　(4)　市税に未納がないことを証する書類

請求にあたり、農地基本台帳、市税の納税状況の調査について同意いたします。

(同意される方は、上記(3)(4)について省略できる)

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第２号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高萩市長　　　　　　　　印

　　　　　　　　　高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付(不交付)決定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請のあった高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金については、下記のとおり交付することに（下記理由により不交付と）決定しましたので、高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

1　補助金の交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

2　補助金の交付に係る場所　　高萩市　　　　　　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　 地目

3　不交付決定の理由

様式第３号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高萩市長　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金取消通知書

年　　　月　　　日付け第　　　号で交付決定した高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金については、下記の理由により全部（一部）を取り消したので、高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　円

2　取　消　額 　　　 金　　　　　　　　　　円

3　返　還　額　　　　金　　　　　　　　　　円

4　取り消した理由

様式第４号（第１０条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

高萩市長　　　　　　　　　　宛て

申請者　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　㊞

電話番号

高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金請求書

年　　　月　　　日付け第　　　号により決定通知のあった高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金について、高萩市鳥獣被害防止施設整備補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1　請求金額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

2　振　込　先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関等名 | 　　　　　　　　　銀行・金庫　　　　　　　　　組合 | 　　　　　　本店・本所　　　　　　支店・支所　　　　　 |
| 口座の種類 | 　　　　　　　　　　1　　普通　　　　　　　　　　2　　当座 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ口座名義人 |  |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（７桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。